

山梨県公報

第九十三号

野村ビル三十一階 M i p o x 株式会社 代表取締役 渡邊淳

令和二年
四月三十日
木曜日

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………・二二七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○一般競争入札について……………・二三七

○使用料の徴収事務の委託……………・二三九

○あつせん員候補者の告示……………・二三九

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○一般競争入札について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

山梨県告示第百六十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十一日釜無川右岸土地改良区連合の定款の一部変更を認可した。

令和二年四月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

公 告

○開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年四月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 北杜市大泉町西井出字古林八千五百六十
六の八十九、八千五百十六の百三の一部及び八千五百六十六の百四の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号新宿

公 告

○開発行為に関する工事の完了について

○一般競争入札について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

○開発行為に関する工事の完了について……………・二三七

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千二十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年四月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 普通科高校教育用コンピュータ設備
(二) 数量 四式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和二年十二月四日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第二百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第二百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第二百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
い者

- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確實に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
- 4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
- 5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和二年五月十四日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五一二三三一一三九五）
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和二年五月十三日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四・三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書の交付方法
- (一) この公告の日の翌日から令和二年五月十二日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四・三に掲げる場所において直接交付する。
- (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和二年五月十二日（火）午後五時までに六・八(三)に掲げる問合せ先に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年六月十八日（木）午後二時三十分
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
- (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 六 その他
- 1 落札者の決定方法 規則第一百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 2 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨
- 3 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第一百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第一百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 5 違約金の有無 有
- 6 最低制限価格の有無 無
- 7 前払金の有無 無
- 8 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五一二三三一一三九五）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Educational Computer Devices for High School General Course (4 sets)
- 2 Date and time for tender: 1:30 PM June 18, 2020
- 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 委託の相手方 上野原市上野原三十八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料 山梨県立ゆづりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十日まで

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和二年四月二十日

山梨県労働委員会
会長 小野正毅

氏名	経歴	委嘱年月日
小野正毅 委員会会長代理 委員会会長	弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長 平成二十七年七月一日	令和元年七月一日
堀内寿人	弁護士 第四十三期山梨県労働委員会会長 令和元年七月一日	

長代理

赤池幸江 期山梨県労働委員会公益委員	特定社会保険労務士 第四十二・四十三期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月一日
齋藤雅代 公認会計士 第四十二期山梨県労働委員会公益委員	山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月一日
萩原雄一 連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員	連合山梨事務局長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田清 坪井茂 杉原孝一 三期山梨県労働委員会労働者委員	N.T.T労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員 富士急行労働組合執行委員長 第四十三期山梨県労働委員会労働者委員 宮下竜二 小林隆一 富士急行労働組合執行委員長 第四十三期山梨県労働委員会労働者委員 小俣精三 有限公司小俣製作所代表取締役 第四十	平成二十二年一月二十二日 平成二十二年七月一日 令和元年七月一日 平成二十三年七月一日 令和元年七月一日

栗山直樹	三期山梨県労働委員会使用者委員	
株式会社栗山商店代表取締役社長 第四 十二・四十三期山梨県労働委員会使用者 委員	平成二十九年七月三日	
長坂正彦 長 第四十二・四十三期山梨県労働委員 会使用者委員	平成二十九年七月三日	
古屋哲彦 公益財団法人産業雇用安定センター山梨 事務所所長 第四十二・四十三期山梨県 労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日	
小野真奈美 山梨県労働委員会事務局次長	令和二年四月二十三日	
小俣謙 山梨県労働委員会事務局	令和二年四月二十三日	
花形美香 山梨県労働委員会事務局番查調整指導監	令和二年四月二十三日	